

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅野市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茅野市長

公表日

令和8年1月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法(以下「国保法」という。)及び行政手続法における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、条例による保険給付の支給に係る事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)からの届出による資格取得・喪失・変更に係る事務 ②世帯主からの届出等による被保険者証等・限度額適用認定証等・特定疾病療養受療証の交付・再交付・返還・検認又は更新に係る事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④世帯主等からの申請による一部負担金の減免又は徴収に係る事務 ⑤保険給付の制限に係る事務 ⑥被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連携に関する事務</p> <p>・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国保法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「とりまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>・<オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下オンライン資格確認の準備事務」という。)> ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、茅野市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、茅野市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、茅野市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報標記業務機能を利用して、茅野市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>・<公金受取口座情報の利用> 給付の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下国保集約システムという。) ※国保総合システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。 団体内統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表 24、44の項 ②国民健康保険法 第113条の3 ③番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<被保険者資格管理等に係る情報照会事務> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 2,3,6,13,27,42,48,55の2,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,173,173の2の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 48,69,70,71の項 <オンライン資格確認事務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3 <公金受取口座情報の利用> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底をしている。 また、国民健康保険事務では、上記のほか、次の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹系システムに表示された個人番号を申請書等へ記入する処理 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄 等 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	I 5. ①部署	健康福祉部 保健課	健康福祉部 高齢者・保険課	事後	
平成29年5月15日	I 5. ②所属長	保健課長 両角 直樹	高齢者・保険課長 両角 勝元	事後	
平成29年5月15日	I 7. 請求先	企画総務部 総務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	総務部 総務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
平成29年5月15日	I 8. 連絡先	健康福祉部 保健課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	健康福祉部 高齢者・保険課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	高齢者・保険課長 両角 勝元	高齢者・保険課長 平澤 精一	事後	
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	高齢者・保険課長 平澤 精一	高齢者・保険課長	事後	
平成31年4月1日	様式		新様式への変更	事後	
令和2年4月1日	I 1. ②事務の概要 ③システム敬称 3. 個人番号の利用		オンライン資格確認に関する事務を記載		
令和4年4月1日	I 4. ②法令上の根拠 II 1.2.いつ時点の係数か	法第19条第7号 令和2年4月1日時点	法第19条第8号 令和4年4月1日時点	事後	
令和5年1月20日	I 1. ②事務の概要 3. 個人番号の利用		公金受取口座情報の利用に関する事務を記載	事後	
令和6年4月1日	I 5. ①部署	健康福祉部 高齢者・保険課	健康福祉部 保険課	事後	
令和6年4月1日	I 5. ②所属長	高齢者・保険課長	保険課長	事後	
令和6年4月1日	I 8. 連絡先	健康福祉部 高齢者・保険課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	健康福祉部 保険課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
令和6年4月1日	II 1.2.いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月10日	I 3法令上の根拠	①番号利用法 第9条第1項 別表第1の30の項	①番号法別表44の項	事後	
令和6年6月10日	I 4法令上の根拠	＜被保険者資格管理等に係る情報照会事務＞ ①番号利用法第19条第8号 別表第二におけるオンライン資格確認等のシステム稼働に向けた準備	②番号法別表の主務省令で定める事務を定め ＜被保険者資格管理等に係る情報照会事務＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	事後	
令和7年12月1日	I 1②「事務の概要」の一部	オンライン資格確認等のシステム稼働に向けた準備	オンライン資格確認等の資格履歴管理事務	事後	
令和7年12月1日	I 3個人番号の利用	①番号法別表44の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定め	①番号法第9条第1項 別表 24、44の項 ②国民健康保険法 第113条の3	事後	
令和7年12月1日	I 4②法令上の根拠	＜被保険者資格管理等に係る情報照会事務＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報	＜被保険者資格管理等に係る情報照会事務＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報	事後	
令和7年12月1日	II 1いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV 8人手を介在させる作業	-	新様式による追加	事後	
令和7年12月1日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式による追加	事後	